

青山学院大学 教職課程に関する自己点検・評価の実施方針について

教職課程委員会

本学の教職課程は、『教員養成の理念・目標および計画』に沿って、教育・研究水準の向上に努め、これまでも運営されてきた。今般の教育職員免許法施行規則改正に伴い、令和4年度より義務化された教職課程における自己点検・評価を契機とし、教員養成の理念・目標・計画に照らした学修成果の状況等の検証を行い、更なる教育・研究の質の維持向上につなげるための取り組みとして、教職課程における自己点検・評価に取り組むこととする。教職課程における自己点検・評価を適切に実施するため、その基本的枠組みを以下のように定める。

1. 点検体制（教育職員免許法施行規則第22条の7）

- ・点検主体：教職課程委員会（全学の教員免許・資格課程を有する学科より選出された教員及び関係教員と職員にて構成）
- ・事務局：学務部教職課程課

2. 点検項目

点検項目は、文部科学省の「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」を参考に作成のうえ（資料1）、最終的には公益財団法人大学基準協会の「大学基準」に沿って内部質保証を行っている全学自己点検・評価項目との調整を行い、点検項目を策定した。

3. 点検・評価方法

- （1）教職課程委員会の下部組織として、「教職課程自己点検・評価小委員会」を設置し、点検項目ごとに法令等により求められている事項の遵守状況、評価できる点および改善すべき点について現状分析を行うとともに、課題に対しては対応策を検討する。
- （2）小委員会で点検・評価した結果を教職課程委員会にて協議・承認のうえ、全学自己点検・評価委員会へ提出する。
- （3）改善すべき点・課題点についてはその内容をもとに、課程を有する各学科へ働きかけを行い、大学全体として教職課程の質の維持向上に努める。

4. 点検・評価時期・サイクル

全学自己点検・評価サイクルに合わせ、年に1回自己点検・評価に取り組む。

5. 点検・評価結果の取り扱い

教職課程委員会および教職課程自己点検・評価小委員会にて当該年度の自己点検・評価結果を踏まえ、更なる教育・研究の質の維持向上を図る努力をする。教職課程の運営の可視化及び社会的責任を果たすため、教職課程の自己点検・評価結果を青山学院大学ウェブサイトにて公表することとする。公表の時期及びサイクルについては検討中である。

教職課程委員会の組織、その他本学の教職課程に関する情報は以下大学ウェブサイトにて公表しております。

<https://www.aoyama.ac.jp/outline/information/education/teaching/>

以上

青山学院大学 教職課程 自己点検・評価基準

基準	評価項目	点検項番	点検項目
①教育理念・学修目標	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況	①－1	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画が、3ポリシー(ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)等を踏まえて設定されている
	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス	①－2	教職課程カリキュラムの編成・実施にあたり、教員育成指標を踏まえる等、今日の学校教育に対応する内容上の工夫がなされている
	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況	①－3	教員の養成の目標の達成状況を確認し、改善を図ることを目的とした自己点検評価を行い、適切な見直しが行われている
②授業科目・教育課程の編成実施	複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況	②－1	教職課程の運営に関して、全学組織（教職課程委員会）と各学科とで、適切な役割分担がなされている
	教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況	②－2	教職課程の科目を行うための施設・設備が、ICT教育環境も含めて適切に整備されている
	教育課程の体系性	②－3	法令及び教員養成の目標を達成するための計画に対応した必要な授業科目が体系的に開設され、教職課程以外の科目との関連性が確保されている
	ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	②－4	教員として必要な、ICT活用指導力を育てるための、ICT機器を適切に活用した情報機器に関する科目や教科指導法科目等が行われている
	いわゆるキャップ制の設定状況	②－5	教職課程科目に限らず、キャップ制を踏まえた上で、卒業までに修得すべき単位が有効活用され、建学の精神を具現する特色ある教職課程教育が行われている
	教育課程の充実・見直しの状況		①－3と同じ
	個々の授業科目の到達目標の設定状況	②－6	シラバスにおいて、各科目の学修内容や評価方法等が、学生に対して明確に示されている
		②－7	法令、教員養成の目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られている
	シラバスの作成状況		②－6と同じ
	アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況	②－8	各授業の形態（講義、演習、実習等）・方法（情報機器の活用など）・受講者数は、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行う上で、適切である
	個々の授業科目の見直しの状況		①－3と同じ
③学修成果の把握・可視化	成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況		②－6と同じ
	成績評価に関する共通理解の構築	③－1	同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合、成績評価は共通の理解のもとで行われている
	教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況	③－2	教員免許状の取得状況等、教員養成の目標の達成状況を明らかにするための情報が適切に設定され、達成状況の可視化が図られている
		③－3	「教職実践演習」に向けた「教職課程履修カルテ」等の利用状況が確認されている。
	成績評価の状況	③－4	成績評価は、学生に明示した方法・基準に則り、厳格かつ適切に行われている
④教職員組織	教員の配置の状況	④－1	教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数が配置されている
	教員の業績等	④－2	担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況を踏まえた教員組織が構築されている
	職員の配置状況	④－3	教職課程を適切に実施するため、事務組織が設けられ、必要な職員数が配置されている
	FD・SDの実施状況	④－4	教職課程の質的向上のため、FD・SDの取り組みが行われている
	授業評価アンケートの実施状況	④－5	個々の授業科目の見直しのため、授業アンケートが実施・活用されている
⑤情報公表	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況	⑤－1	教職課程に関する情報が公表されている
	学修成果に関する情報公表の状況		
	教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況		
⑥教職指導（学生の受け入れ・学生支援）	教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況	⑥－1	教職課程に関する積極的な情報提供がなされ、教員養成の目標に対応した適切なガイダンスや履修指導が実施されている
	学生に対する履修指導の実施状況	⑥－2	「教職課程履修カルテ」等を活用する等、学生の適性や資質に応じた教職指導が行われている
	学生に対する進路指導の実施状況	⑥－3	教職に就くための各種情報が適切に提供され、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されている
⑦関係機関等との連携	教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況	⑦－1	教育委員会等との組織的な連携協力体制の構築が図られ、教育課程の充実や学生への指導の充実に活かされている
	教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況	⑦－2	教育実習等を実施する学校との適切な連携・協力のもとで、教育実習等が適切に実施されている
	学外の多様な人材の活用状況	⑦－3	教育課程を充実させるため、学外の多様な人材や卒業生が教員やゲストスピーカー等に活用されている